

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

(医療人材対策室)

一

告 示

○農用地利用配分計画の認可の申請

(農業振興課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○道路の区域決定(二件)

(道路課)

二

○道路の区域変更

(同)

三

○道路の供用開始(二件)

(同)

三

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(契約課)

四

公安委員会

○古物営業法施行細則の一部を改正する規則

四

収用委員会

○石巻広域都市計画門脇流留繰裁決手続開始決定

四

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十四号中「ヲ」とし、チからヌまでをリからルまでとし、同号ト中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「敷地等」を「建築物の敷地」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 第四十三条第二項第一号の規定による建築物の敷地の接道に関する認定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四十四号

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則(昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百四十二号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 申請年月日

平成三十年十月九日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 大島浪板線

三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市浦の浜八五番一地从先から 同市磯草九番五地先まで		一一・六 九三・三	一、六五〇・〇

○宮城県告示第九百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

決定したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田山下線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
巨理郡山元町山寺字桜木一六八番一地从先から同郡同町山寺字頭無二二六番六地先まで	一一・一 四二・八	一、三七三・〇	一部の区間について、県道山下停車場線との重複により供用開始があつたものとみなす。

○宮城県告示第九百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市藤巻二番一三地从先から同市藤巻無番地先まで	前 A 後 B	五・〇 一一・〇	四〇・八 四〇・八	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第九百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻雄勝線
- 三 道路の区域

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	石巻雄勝線	石巻市藤巻二番一三地从先から同市藤巻無番地先まで	平成三十年十月二十三日

○宮城県告示第九百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	築館栗駒公園線	栗原市栗駒沼倉耕英東一一四番一地从先から同市栗駒沼倉耕英東一一四番一地从先まで	平成三十年十月二十三日

○宮城県告示第九百四十九号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年十月十二日認可した。

なお、この認可があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 川 名 一 彦

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年十月二十三日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 立形マシンングセンター 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年十月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社大器機工 神奈川県綾瀬市深谷南一丁目五番一号

五 落札金額 三千七百七十五万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年九月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年十月二十三日

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 生体情報管理システム 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年十月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本光電工業株式会社 東京都新宿区西落合一丁目三十一番四号

五 落札金額 四千五百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年九月十八日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月23日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（平成17年宮城県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の通知」を削り、同条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第6条第2項の規定による許可の取消をした場合は、その事実を官報により公告するものとする。

第11条の2第1項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。
別記様式第2号中

「古物営業法 第6条 第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消したのでを通知する。」

「古物営業法 第6条第1項 第24条 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。」

附 則

この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成30年10月24日）から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第16号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成30年10月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類及び名称

石巻広域都市計画道路事業3・2・2号門脇流留線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市三ツ股四丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		取用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
17番 6	雑種地	宅地	662	662.01	662.01

4 土地所有者の氏名及び住所

遠藤 正良

宮城県石巻市鹿妻南三丁目1番3号

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社七十七銀行

宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番20号

根抵当権 (受付年月日 平成 3年 2月21日, 受付番号 第3900号)

6 裁判手続の開始を決定した年月日

平成30年10月15日